

令和8年4月1日

令和8年度横川小学校「生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組」

八王子市立横川小学校
校長 松井尚美

本校では、学校運営協議会、保護者、地域の方々の協力を得て、いじめや暴力・暴言のない、誰でも安全で楽しいと実感できる学校を目指して日々取り組んでいます。

いじめへの対応については、「いじめを許さないまち八王子条例」を遵守することを基本に、年間3回「ふれあい（いじめ防止強化）月間」として、学校全体で実施しています。いじめは絶対に許されないとの意識を醸成するとともに、日常の児童の言動や表情、いじめアンケート調査、見守りシートを活用しながら、児童の些細なサインを見逃さず、素早い対応で未然防止ができるように心掛けています。また、5年生対象のスクールカウンセラーによる全員面接（1学期中に実施）、小中学校合同の「あいさつ運動」などにも取り組んでいます。

体罰防止については、年間4回「服務事故防止強化月間」を軸に、「体罰ゼロ」を目指して、人権に配慮した対応や児童理解の深化を目的とした校内研修を実施するとともに、実態把握のため児童や教職員へのアンケート調査を行っています。さらに、教職員の状況を把握するために自己申告面接での体罰に関する意識の確認、体罰防止セルフチェック等を実施しています。

本校の児童は、元気なあいさつができ、学習や学校行事、委員会活動、クラブ活動にも前向きに取り組んでいます。これからも誰でも安全で楽しい学校であるために、今年度の生活指導基本方針の下、努力や正しい行動を認め、個の良さを伸ばす指導を心掛け、児童の規範意識の更なる向上や基本的なあいさつ習慣の確立に取り組めます。こうした取組の基盤となるのは家庭です。家庭は、子供が安心して過ごせる居場所であり、社会のマナーや基本的な生活習慣、学習習慣を身に付けさせる場所でもあります。ご家庭でも「八王子市の家庭教育8か条」を実践し、ともに子供たちを豊かな心身の調和のとれた人に育てていきましょう。

「八王子市の家庭教育8か条」

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ○命の大切さを伝えよう。 | ○「早寝・早起き・朝ごはん」を励行しよう。 |
| ○親子の会話を大切にしよう。 | ○きちんとあいさつをさせよう。 |
| ○家庭での役割を与えよう。 | ○よいところを見つけてほめよう。 |
| ○よくない言動をきちんと叱ろう。 | ○何でも与えずにがまんを教えよう。 |

【教職員の取組】

- ・生活指導は、担任・生活指導部のみが行うのではなく、全教職員で実践する。
- ・生活指導部は、担任や専科、学年教職員など、それぞれの指導が共通したスタンスで円滑に行われるようにするために、その連絡調整に当たる。

【共通理解・共通実践】

- ・生活指導を円滑に行い、実効性を上げるため、全教職員が基本方針や取組の基本姿勢の共通理解と共通実践を行う。
 - ・生活指導は、深い児童理解に基づき、細かい状況や現状を把握している学級担任と学年・専科及び教職員全体での共通理解を図り、連携して指導の方針を立て、役割を分担し指導にあたる。
 - ・学年間または担任・専科間の情報交換を密におこない連携を図るため、以下のことを徹底する。
- 「報告・連絡・相談」の徹底
- ①毎週木曜日、いじめ対応の時間、いじめ対策委員会、生活指導情報報告会を開き、児童の状況や児童指導に関わる活動の起案や調整を行う。
 - ②指導の内容、状況、事後処理、見通し等を明らかにし報告するとともに、これらを時系列に整理し記録に残す。
 - ③教員・学年ごとに指導が異なることがないよう指導の共通性、一貫性をもたせる。
 - ④必要に応じていじめ対策委員会を開き、協力の要請や組織の緊密な連携を図る。
- 基本姿勢
- ①教職員の共通理解と共通実践を図る。
 - ②問題行動には毅然とした姿勢で教職員一体となり対応する。
 - ③児童との信頼関係を深める。
 - ④保護者との信頼関係を深める。
 - ⑤地域との連携を深める。
- 体罰防止に向けて
- ①児童理解に努め、人格を尊重するとともに、指導者として言動をわきまえて指導にあたる。
 - ②児童の人格を尊重し、体罰や暴言による指導は絶対に行わない。
 - ③児童が安心して生活できる学校環境づくりに努める。
- 初期対応・初期指導
- ①指導は複数の教職員で当たる。
 - ②児童の小さな変化、小さな行動でも見逃さず、情報収集に努め、指導を行う。